

日本水道協会 松山総会

(2010. 10. 20~10. 22 開催)

日本水道協会 松山総会が開催され、水質関係では、法制度、規制・基準関係、調査・研究関係について検討していく。

詳細は、下記の新聞記事を参照してほしい。

◆日本水道新聞 10月28日(木)付

水質関係

■水道水源における水質保全対策ならびに水質事故の発生防止の強化

関東、九州地方支部が提出、北九州市が次の通り提案理由等を説明した。

《法制度関係》

(1) 水道水源における環境基準、特に生活環境項目の達成のため、下水道整備の促進、合併処理浄化槽の普及、アンモニア態窒素

の硝化促進および尿処理施設への高度処理導入など、生活排水対策を推進する。

(2) 水道原水を汚濁河川の直接的な影響から守るため、水道事業者の取水地点よりも下流に汚濁河川水を導く流水保全水路の整備



九州水道局長 北九州市水道試験所長 三馬謙三

を推進する。

(3) 水道水源地域における産業廃棄物処分場等の進出を規制する対策を推進する。

(4) 高速道路等の主要な道路の雨水ますに油水分離槽を設置し、車両事故発生時の水道水源への油類の流出防止対策を強化する。

(5) 水道水源における1,4-ジオキサン、過塩素酸、アンモニア態窒素、

全有機炭素(TOC)、カビ臭原因物質、臭素およびその化合物、陰イオン界面活性剤、非イオン界面活性剤などの環境基準および排出基準を早急に設定する。

(6) 水田やゴルフ場で使用される農業について、あらかじめ使用状況を把握するとともに、水道水源地域で使用する農薬の種類とその使用量を削減するなど

の規制をする。

(7) 水道水源の富栄養化防止等のための窒素、リンの削減対策を推進する。

(8) 水源汚染事故の抜本的な対策として、水質汚濁防止法における水質事故原因者に対する罰則の強



水道局長・千葉県画設計課長・おおい技術推進室長 牧野 徹

化、車両運転者などへの事故発生抑制効果を目的として、河川法の原因者負担金制度の厳格な運用を図る。また、特定事業所等関係機関への指導を強化する。《調査・研究関係等》

(9) 微量有機物質および農薬等の化学物質の使用実態、安全性等に関する調査・研究等を更に強化する。

(10) 水道水源のクリフトスホリジウム等原虫類について、水源保全、排出源対策に努めるとともに、生態・感染性・不活化に関する研究・開発を進め、その成果を公表する。

千葉県が賛成動議を提出、陳情と決定。